

借地権以外の権利の申告書

権利部分の位置見取図

(権利部分の位置見取図についての注意)

- 借地権以外の権利が1筆の土地の全部のときは、見取図は必要ありません。
- 借地権以外の権利が1筆の土地の一部であるときは、その権利の目的となっている部分の位置を明らかにするために、見取図に次の事項を記載してください。
 - 権利の目的となっている土地の1筆全部と、これに接する道路、水路等
 - 権利の目的となっている部分の周囲の長さ
と筆界からの距離
 - 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときは、その位置及び形状
 - 方位
- 権利が2筆以上の土地にまたがるときは、各筆ごとに権利の目的となっている部分の周囲の長さ
と筆界からの距離を記載してください。

(記載例)

